

産構審・中環審合同会議における自販連への再質問要請事項について

1. 引取業者における使用済自動車と中古自動車の区分け方法についての再説明

平成17年1月1日から施行された自動車リサイクル法への円滑な運用に向け、自販連では、前年11月に「ディーラー向けリサイクル法説明資料」を発行し、会員ディーラーへの周知に努め、以降、会員ディーラーは下記のとおり対応している。

下取時の実務

商品中古車として下取った自動車が、再販ができずに使用済自動車となる場合、リサイクル料金の負担者は、最終所有者であるディーラーとなる。

一方、使用済自動車として引取り、電子マニフェストで引取報告を行った後は、中古車として再販・輸出することができない。

従って、下取車を査定する際、商品中古車か使用済自動車かの判断が非常に重要。

事前に一定の判断基準を社内で策定しておくか、判断が付かない場合は、中古車部門などと調整するなどにより、対応することが必要。

(1) 商品中古車として下取りする場合

商品中古車として下取った自動車は、再販・輸出・解体のいずれとするのかの判断をディーラーで行うことができる。

解体とする場合は、ディーラーが最終所有者となり、リサイクル料金を負担する。

《商品中古車下取りの際の手順》

リサイクル料金預託確認

当該下取車のリサイクル料金が既に預託されているか、リサイクル券や資金管理システム(資金管理法人が運営するシステム)を利用して確認する。

選択 リサイクル料金が既に預託されている場合

下取車価格と預託金(3品目のリサイクル料金と情報管理料金を合わせた額)を合計した金額を、新車購入者等の前所有者に支払い、下取る。

選択 リサイクル料金が預託されていない場合

従来と同様に、下取車価格の金額のみを新車購入者等の前所有者に支払い、下取る。

(2) 使用済自動車として引取る場合

下取車を使用済自動車として引取るには、所有者に同意を得て、最終所有者としてリサイクル料金を負担してもらう必要がある。

最終所有者の廃車の意思を確認したことを、「使用済自動車引取依頼書」などの書面で保存しておくことが有効。

ディーラーは、引取業者として以下の実務を実施する。

《引取業者の役割》

フロン類(エアコン)とエアバッグ類の装備・預託の確認

(必要に応じ引取時預託を実施)

使用済自動車の引取り()と引取報告の実施

引取証明書の交付

使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施

使用済自動車が確実に解体された事実の確認と最終所有者への通知

使用済自動車引取りの際の使用済自動車自体の対価は、最終所有者と引取業者であるディーラーとの間で決定する。

必要に応じ、現地引取による運搬費やリサイクル料金に含まれない手続や物品の処理費を最終所有者に負担してもらうことは可能だが、自動車リサイクル法の施行により、使用済自動車の引取価格は概ね有価となることが想定されている。

2. 使用済自動車として扱う基準の決め方についての傘下企業の状況の説明

昨年12月25日に開催の第17回合同会議において、東京トヨペットから、例えばトヨタ2000GTのようなプレミアムカーを除き、15年以上経過の車両については、お客様に説明し納得いただいたうえで、すべて使用済自動車としている旨を説明した。

再質問要請により地域、系列を問わず幾つかのディーラーに聞き取りを行ったところ、基本的な仕入時の見極めとして、「ユーザーから依頼があったものは全て使用済み」にし、その他は、「市場との見合いで極めて商品価値がないものを除き下取る」という点で一致している。

主な判断基準例

- (1) ユーザーからの廃棄依頼 …必ず使用済自動車として引取る
- (2) 年式、排気量、走行距離、事故・加修歴など
- (3) 査定価格を基準に下取るかどうか判断
- (4) 査定時に中古車部門(担当部門)に確認して決定
- (5) お客様から廃棄依頼されない限り商品中古車として入庫

3. 引取の約6割が無償または逆有償となっていることについてのミクロ的原因の解明

約6割の内数の半分弱は「自社所有車の引取台数」のため、33.4%に留まる。

1) 自販連における統計上の区分

...比率は、「第17回合同会議資料4-1-1」ページの平成19年参照

有償台数(39.3%)

使用済自動車に価格を付けて引取った車両。

無償台数(29.0%)

使用済自動車の価格を0円として引取った車両。

逆有償台数(4.4%)

有償で引き取った使用済自動車の現地引取などに係るレッカー代などの運搬費、抹消費用等、リサイクル料金以外の処理費用が使用済自動車の価値を上回り、その差額を顧客に負担していただき引取った車両。

自社所有車の引取台数(27.3%)

商品中古車の中で長期在庫となって処分するものや社用車など、ディーラーが最終所有者としてリサイクル料金を負担して自らが引取った車両。

2) 逆有償に関する実態について

逆有償に関する聞き取り調査について

無償での引取や逆有償での引取の割合が多い幾つかの支部に対して、聞き取り調査を行った。

逆有償の主な原因としては、「使用済自動車を有償で引取っても、ユーザー(現地)から使用済自動車を運ぶための車両運搬費用や、抹消登録に係る手続代行手数料などがその価値を上回ってしまい逆有償となるケースがある」という回答が、ほとんどであった。

以上